

 市 章	大津市公報	令 和 6 年 8 月 15 日 号 外 （第 52 号）
		発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次	
○ 規 則	
57 大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………	1
58 大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……………	1

規 則

大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。
令和6年8月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第57号

大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例（令和6年条例第20号）附則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、令和6年9月1日とする。

大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和6年8月15日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第58号

大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則（平成24年規則第63号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項第3号の表のびのび教室の項中「第4条第1項各号」を「第4条第1項第1号」に、「同条第4項の発達支援療育」を「同条第4項第2号に掲げるサービス」に改め、同表に次のように加える。

のびのび相談支援事業所	条例第4条第1項第2号に掲げるサービス及び同条第4項第1号に掲げるサービス
-------------	---------------------------------------

附 則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。